

社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会

役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第7条及び第10条並びに第25条の規定に基づき役員、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員、評議員、評議員選任・解任委員がその職務のため、理事会等に出席したときにかかる報酬については、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員がその職務のため、理事会等に出席したときは、別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

2 公務員については、これを支給しない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

なお、本規程については平成17年5月9日にさかのぼって適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,000円